

特定化学物質の取扱い量 集計結果(令和元年度 寄居町)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱い量		使用量	製造量	取り扱用量
				順位		順位			
1	1	亜鉛の水溶性化合物	1	11	10,000	13	10,000	0	0
1	31	アンチモン及びその化合物	1	11	4,900	14	4,900	0	0
1	53	エチルベンゼン	2	4	87,000	7	61,000	0	26,000
1	80	キシレン	4	1	227,100	3	105,200	0	121,900
1	83	クメン	1	11	1,500	22	1,500	0	0
1	186	ジクロロメタン(別名 塩化メチレン)	1	11	4,000	15	4,000	0	0
1	207	2,6-ジ-ターシャリ-ブチル-4-クレゾール	1	11	1,000	25	1,000	0	0
1	239	有機スズ化合物	1	11	2,900	17	2,900	0	0
1	258	1,3,5,7-テトラアザトリシクロ[3,3,1,1(3,7)]デカン(別名 ヘキサメチレンテトラミン)	1	11	2,900	17	2,900	0	0
1	296	1,2,4-トリメチルベンゼン	4	1	159,600	4	77,400	0	82,200
1	297	1,3,5-トリメチルベンゼン	2	4	15,300	12	13,000	0	2,300
1	300	トルエン	2	4	390,000	1	140,000	0	250,000
1	302	ナフタレン	1	11	940	28	940	0	0
1	309	ニッケル化合物	1	11	1,400	24	1,400	0	0
1	349	フェノール	1	11	1,000	25	1,000	0	0
1	374	ふっ化水素及びその水溶性塩	1	11	2,300	20	2,300	0	0
1	392	ノルマル-ヘキサン	2	4	126,000	6	34,000	0	92,000
1	400	ベンゼン	2	4	24,100	11	7,100	0	17,000
1	411	ホルムアルデヒド	1	11	1,500	22	1,500	0	0
1	412	マンガン及びその化合物	1	11	2,800	19	2,800	0	0
1	413	無水フタル酸	1	11	1,000	25	1,000	0	0
1	416	メタクリル酸2-エチルヘキシル	1	11	720	29	720	0	0
3	1	アルミニウム(粉状のものに限る)	1	11	1,700	21	1,700	0	0
3	2	アンモニア(アンモニア水を含む)	3	3	135,300	5	15,300	120,000	0
3	3	イソオクタン	1	11	45,000	9	45,000	0	0
3	5	塩化水素(塩酸を含む)	2	4	372,000	2	372,000	0	0
3	14	ジエタノールアミン	1	11	600	30	600	0	0
3	33	ニ-ブトキシエタノール	1	11	44,000	10	44,000	0	0
3	35	メタノール	1	11	3,300	16	3,300	0	0
3	41	硫酸(三酸化硫黄を含む)	2	4	63,630	8	63,630	0	0
		合計	—	—	1,733,490	—	1,022,090	120,000	591,400

※1 取扱量について

取扱量＝使用量＋製造量＋取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量: 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。
報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。